

奈良県告示第二百二十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

登録番号 （奈良県 ）	肥料の種	肥料の名	保証成分量 （％）	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第七七三 号	副産動植 物質肥料	圧搾ごま 屑油粕	窒素全量 三・八 りん酸全量 一・二	使用され る原料、 含有を許 される有 害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	令和十四 年七月十 八日	服部一利 磯城郡三宅町 大字小柳四七 五